

# 平成23年度 京都府入札制度等評価検討委員会 次 第

日時：平成23年10月13日(木)

(17:30 ~ 19:30)

場所：京都平安ホテル「朱雀」

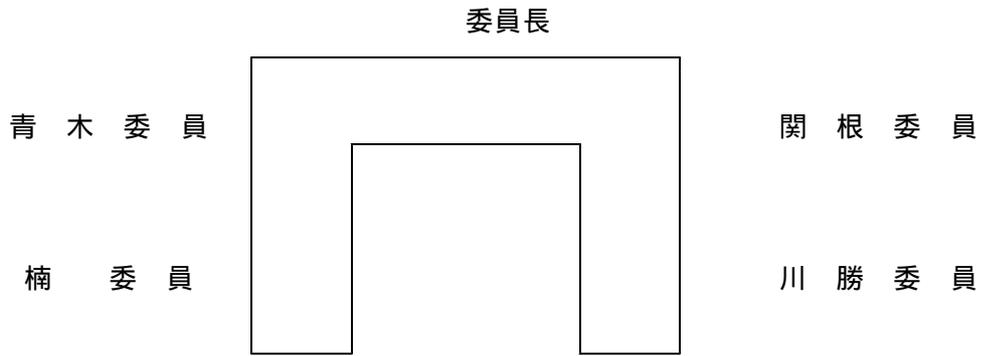
- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 事務局紹介
- 5 京都府入札制度等評価検討委員会関係規程について . . . . . 資料 1
- 6 委員長の選出及び委員会の運営について . . . . . 資料 2
- 7 議 事
  - (1) 京都府の公共調達の現状について . . . . . 資料 3
  - (2) 地域の建設業をめぐる状況について . . . . . 資料 4
  - (3) 入札制度等の改善方策について . . . . . 資料 5
- 8 閉 会

# 京都府入札制度等評価検討委員会 座席図

平成23年10月13日

場所：京都平安ホテル

2階 朱雀



( 事 務 局 )

壺内副課長

大滝参事

中村理事

西川副部長

加納課長

関西副課長

( 事 務 局 )

( 事 務 局 )

( 事 務 局 )

( 事 務 局 )

( 事 務 局 )

( 一 般 傍 聴 席 )

記  
者  
席

出  
入  
口

「京都府入札制度等評価検討委員会」

委 員 名 簿

平成23年10月13日現在

役 職	委 員 名	現 職	摘 要
委 員	あおき なえこ 青木 苗子	弁護士	
	かわかつ たけし 川勝 健志	京都府立大学公共政策学部准教授	
	くすのき しげき 楠 茂樹	上智大学法学部准教授	
	せきね えいじ 関根 英爾	ジャーナリスト（元京都新聞論説委員）	

（敬称略、委員は五十音順）

## 京都府入札制度等評価検討委員会設置要綱（案）

## （目的）

第1条 京都府公共調達検討委員会の提言の目指すべき方向性に沿い、制度改革の評価・検証結果を踏まえ、今後、府が実施していくべき改善方策等について検討するため、京都府入札制度等評価検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## （委員会の事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査及び検討する。

- (1) 府の入札制度等に係る検証・評価に関すること。
- (2) 入札制度等の改善案に関すること。

## （委員及び任期等）

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札制度等について意見を述べ、検討を行うことができる学識経験等を有する者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員会は、7人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員の任期は、平成25月 月 日までとする。

（委嘱日から2年間）

## （委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

## （委員会の開催）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席で成立するものとする。
- 3 委員会は、公開を原則とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

## （部会）

第6条 委員会に、専門的な立場からの調査・審議を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員をもつて組織し、専門委員を加えることができる。
- 3 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。

## （専門委員）

第6条の2 専門委員は、第3条第1項に準じて、知事が委嘱する。

## （事務局）

第7条 委員会の事務局は、総務部入札課に置く。

## （雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年 月 日から施行する。

## 京都府入札制度等評価検討委員会傍聴要領（案）

## 1 傍聴者の定員

京都府入札制度等評価検討委員会の会議の傍聴者の定員は原則として10人とします。

## 2 傍聴を希望される場合の手続

傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻の15分前までに来場してください。傍聴を希望される方が定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定の上、入場していただきます。

なお、酒気を帯びていると認められる方や、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している方は入場していただくことができません。

## 3 傍聴に当たって守っていただく事項

傍聴される方は、傍聴に当たり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等の会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に委員長が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

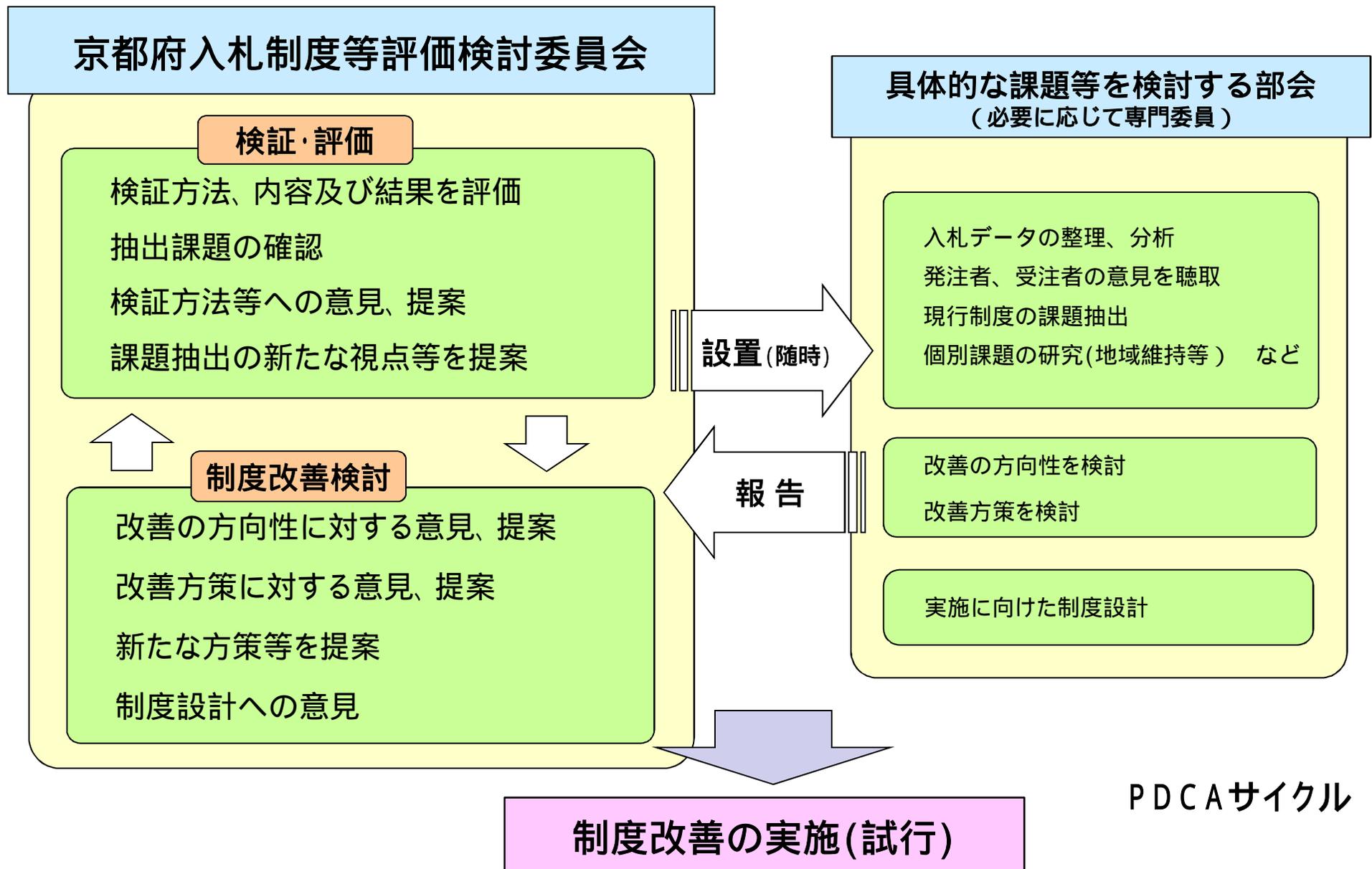
## 4 会議の秩序の維持

- (1) 上記3の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなったときは、会議を途中で非公開とする場合があります。

## 5 その他

公開できない事項を取り扱う等の理由により、会議を途中で非公開とする場合があります。

# 京都府入札制度等評価検討委員会の委員会運営について(案)



# 京都府の公共調達の実況

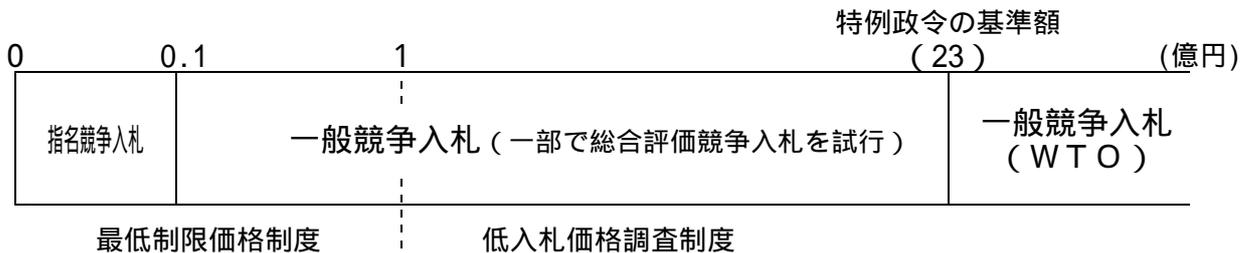
資料3 - 1 京都府の入札・契約制度

資料3 - 2 入札・契約制度改善の実況

資料3 - 3 「京都府公共調達検討委員会」からの提言

## 京都府の入札・契約制度について

### 京都府の入札方式の区分



平成20年11月 低入札価格調査制度の適用範囲を5億円以上から1億円以上に拡大、調査基準価格算定の基準式は中央公契連モデル式を参考に見直し。

特例政令：「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号。平成8年1月1日施行)」

特例政令の基準額(単位：億円)

年度	H7	H8・9	H10・11	H12・13	H14・15	H16・17	H18・19	H20・21	H22.23
金額	25	21.6	24.3	25	22.2	24.3	24.1	26.3	23

### 一般競争入札方式(WTO対応)

経営事項審査数値、同種工事の施工実績、技術者の配置などの一定の入札参加資格条件を提示して(本店の所在地等の地域要件は付けられない)入札参加者の募集を行い、その参加資格を有する業者が応募すれば、資格確認の上、入札参加を認める方式。

### 一般競争入札方式

基本的にはWTO対応の一般競争入札方式と同じ。京都府では、工事規模や内容に応じ、本店の所在地等の地域要件を条件として付している。入札参加者は概ね30者以上となるよう設定。

### 指名競争入札方式

京都府の指名競争入札参加資格のある業者の中から、工事規模・内容に応じて、概ね20者程度を京都府から指名する方式。

### 総合評価競争入札

品質を評価する入札契約制度の導入



<総合評価方式の効果>

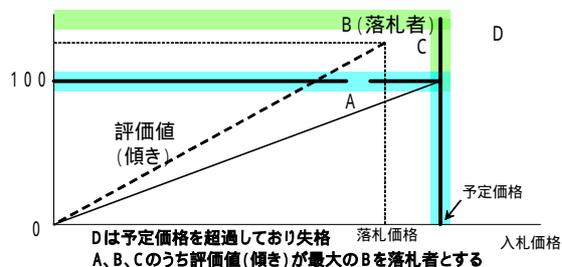
- 品質の確保
- 談合が行われにくい環境の整備
- 施工計画書の事前評価
  - 周辺住民等への迷惑が軽減
  - 工事中の安全性が向上
- 業者の育成と技術力向上
  - 不良不適格業者の排除
  - 地域力向上(災害対応等)

加算点等は学識経験者の意見を聞いて決定(評価項目、評価基準は事前に公表)

工事価格と品質(性能等)を相対的に評価

$$\text{評価値} = \frac{100 \text{点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} \quad \begin{matrix} 0 & \text{加算点} & 10 \\ \text{(除算法)} & & \sim 50 \end{matrix}$$

(100点=標準点)



### 随意契約方式

競争入札の方法によらないで、京都府が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法であり、地方自治法等により、該当要件が限定されている。

## 入札・契約制度改善の実施状況

		入札方式等	最低制限価格・低入札価格調査	労働環境の確保	備考
8年度	8.6.28	公募型指名競争入札(5億円以上) 一般競争入札開始(WTO当時21.6億円)	低入札価格調査制度導入(WTO案件)		
10年度	10.10.1	予定価格事後公表(競争入札の全工事)	低入札価格調査対象を拡大 (公募型指名競争入札5億円以上)		
11年度					
15年度	15.7.7	予定価格事前公表(競争入札全工事)	予定価格事前公表		
18年度		総合評価競争入札試行	総合評価方式導入		
19年度	19.4	(一般競争入札拡大) 電子入札全面实施 (総合評価拡大)			入札課新設
	19.10	一般競争入札全面实施(1千万円以上)			
20年度	20.12	低入札調査対象拡大	引き上げ・最低制限価格設定基準等 低入札調査対象拡大 5億円以上 1億円以上 低入札調査 特別重点調査導入 低入札調査対象案件の監視強化 (工事完了までしわ寄せ実態等把握、 専任技術者増員、 前払金支払限度額4割 2割)	(特重で一次下請け労務単価を 調査対象に)	20.6モデル式 12月～開札分
21年度	21.4	地域活性型総合評価 開始			
	21.6	<建設交通部 地域づくり優良工事施工者表彰創設>	最低制限価格 工種拡大(しゅんせつ、除草、区画線など交通安全施設)	(同左)	
	21.7			契約書に明記 労働関係法規遵守の義務	
	21.10				
	21.11	総合評価対象金額拡大(土木一式・舗装 2500万以上 1500万円以上 = 地域 活性型B) 緊急時の現場対応評価(地域点)変更 (土木事務所管内業者1点) 表彰加算点(優秀賞1奨励賞0.5)の有 効期間 表彰年2年(後の年度未公告)	最低制限価格設定基準見直し		
	22.1		引き上げ・最低制限価格設定基準等 低入札価格調査 (非協力者ペナルティ、監視強化(段階 確認、完成検査体制強化、随時検査、 下請け支払状況確認))	(低入札調査の上、契約した案件 につき下請け支払い状況確認)	21.4モデル式
22年度	22.4		総合評価方式の拡充	<建設交通部 労働関係法令等遵 守研修を年1回以上実施させる>	
	22.11	総合評価対象金額拡大(土木一式・舗装 1500万以上 1000万円以上) 評価項目にCPDを追加(土木一式・舗 装) 総合評価対象工種を拡大(建築一式)			11月～公告分
	23.1	雇用維持の減少率を緩和(0%を10% 以内)			
23年度	23.4	等級区分と発注標準の見直し 主観点拡充(建設業労働災害防止協会 京都府支部への加入(10)、不当要求防 止責任者の選任届・講習受講(10) 建設 機械運転技術者雇用(最大20 1点/1 人 2点/1人))	等級区分と発注標準見直し	(注) 着色部分は、公共調達検討委員会の 提言に沿った見直し等	
	23.10	総合評価対象工種を拡大(建築設備) 評価項目に技能士等を追加(建築一式)			
	24.1	評価項目にCPDを追加(建築一式) 予定			

## 「京都府公共調達検討委員会」からの提言

(平成22年3月)

提言 1	府が求める企業像の明確化と企業評価への反映 公共工事を担うに相応しい企業像を、地域社会における意義やコンプライアンス等社会的要請を踏まえて明確化にすべき
提言 2	適切な入札参加資格の設定 成長志向企業に対するインセンティブを与えるよう入札参加資格を適切に設定すべき ・公共事業費減少局面における企業分布の均衡化を目指す等級区分のあり方(差別化) ・主観点数の拡大 ・企業規模に応じた地域要件 等
提言 3	総合評価方式の拡充とその方向性 品質確保等の社会的要請に応えるため拡充していくべき 経済情勢の動向を踏まえ、十分な検証と更なる改善を行うこと
提言 4	最低制限価格の見直し 設定対象工種の拡大を行うべき 設定基準について、厳しい経済雇用情勢の中で、最新のコスト構造が反映された適正な水準となるように見直すべき 下請も含む適正な労働環境の確保が図られるよう、関係法令の遵守が徹底されるシステムを構築すべき
提言 5	低入札価格調査制度の運用 当面、現行の枠組みを維持、検証を継続すること 調査手続や調査資料の簡素化を図るべき 資料提出が出来ないような非協力業者にはペナルティを科すべき
提言 6	受発注者間の関係、発注者側の体制見直し 適切な設計変更ルール確立、リスク負担ルールの明確化にすべき 技術系職員の技術力や入札契約に係る知識の向上のための継続的に取り組むこと 工事監督、検査体制の強化を図ること
提言 7	予定価格の公表時期のあり方 予定価格事前公表の継続。継続的に検証を行い、弊害等があれば見直しも検討すること 不良不適格業者の排除、ダンピング対策を徹底すべき
提言 8	P D C A サイクルの実践 段階的な改善措置、徹底的な事後評価を行うこと 中立的、客観的判断が可能となる仕組みをつくるべき

### 京都府公共調達検討委員会

平成21年3月設置

委員：郷原信郎委員長（名城大学教授、弁護士）ほか学識者4名

5回の委員会及び企業ヒアリングを実施

できるものから見直しを実施

平成22年3月

委員会から府へ報告書提出（改善に向けた8つの提言）

# 地域の建設業をめぐる状況

資料 4 - 1 建設業を取り巻く現状と課題

資料 4 - 2 地域建設業の役割と現状

資料 4 - 3 府内建設工事量の推移

資料 4 - 4 入札制度改革前後の状況

資料 4 - 5 最低制限価格付近への応札状況

資料 4 - 6 低入札価格調査制度の状況

資料 4 - 7 完成工事高営業利益率の推移

資料 4 - 8 有資格業者の廃業等

# 建設業を取り巻く現状と課題

背景・現状

## ◆ 公共事業の減少

- ・建設投資:ピーク時の約4割

## ◆ 入札制度の改革

- ・知事会指針に基づく透明性、公平性の追求  
(一般競争の拡大、広域ブロック制導入、入札情報の開示)

## ◆ 入札における競争激化

- ・入札参加者数の増加(H19:11.5者 H22:16.4者、最大66者)
- ・失格者発生率の上昇(H19:約33% H22:約65%)

## ◆ 過度の競争によるダンピング

- ・採算を度外視し、予定価格から算出した最低制限価格付近に応札が集中  
(くじ発生率の上昇 H19:約5% H22:約31%)
- ・最低制限価格を設定しない案件では低入札が横行  
(ペナルティ強化(H21.12)以降も増加 61% 71%)

悪循環

## ◆ 改善されない経営環境

- ・利益率の大幅な下落
- ・運頼みの受注

## 悪循環の弊害

## ◆ 地域建設業の疲弊

優良企業の倒産、廃業

下請へのしわ寄せの恐れ

# 地域建設業の役割と現状

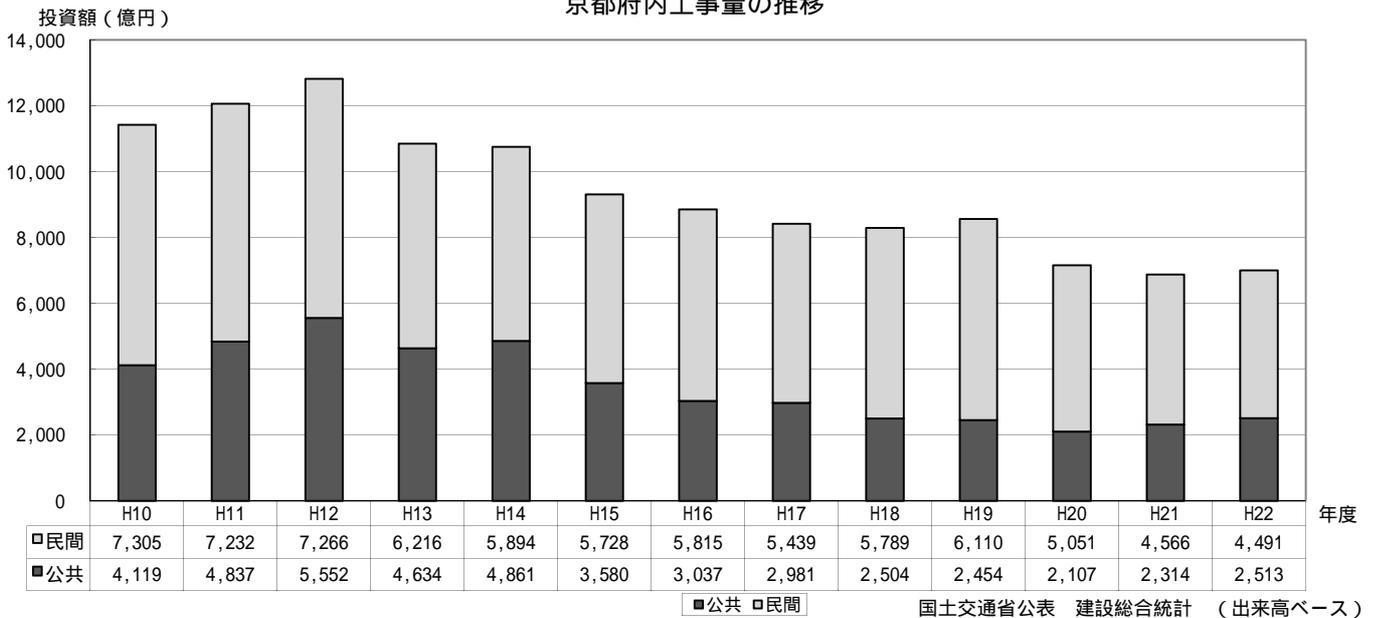
## (1) 地域の建設企業の役割

地域の建設企業は、災害対応、除雪、インフラの維持管理等、地域社会の維持に不可欠な役割を担っている。

例えば、東日本大震災においては、地域事情に精通した建設企業が、震災発生直後から安全確保等のための活動を開始し、応急復旧工事の実施などに大きく貢献した。

## (2) 地域の建設企業の現状

特に地方圏において、企業体力の低下、企業の小規模化、軽量化等が進んできていることから、採算性が低く、かつ、一定の労働者や機械の確保が必要となる災害対応、除雪、インフラの維持管理等を行い得る企業が減少し、このままでは最低限の維持管理等まで困難となる地域が生じかねないなど、地域社会の維持に支障を来す事例や懸念が発生している。



府内建設業許可業者数、府入札参加資格業者数の推移

(単位:者)

		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23注)
建設業許可	知事許可	15,829	15,467	15,079	14,441	14,675	14,863	14,260	13,821	13,268	13,270	13,284	12,692	12,602
	大臣許可	259	257	259	246	250	230	229	220	207	203	202	205	205
	計	16,088	15,724	15,338	14,687	14,925	15,093	14,489	14,041	13,475	13,473	13,486	12,897	12,807
	対H11比較	100.0%	97.7%	95.3%	91.3%	92.8%	93.8%	90.1%	87.3%	83.8%	83.7%	83.8%	80.2%	79.6%
入札参加資格業者	府内	3,891	4,011	3,628	3,662	3,514	3,511	3,430	3,410	3,104	3,084	2,756	2,572	2,456
	府外	1,312	1,345	911	1,114	958	1,071	1,056	1,100	1,010	1,045	957	949	825
	計	5,203	5,356	4,539	4,776	4,472	4,582	4,486	4,510	4,114	4,129	3,713	3,521	3,281
	対H12比較	97.1%	100.0%	84.7%	89.2%	83.5%	85.5%	83.8%	84.2%	76.8%	77.1%	69.3%	65.7%	61.3%

比較数値はピーク時(建設業者数はH11、参加資格業者数はH12)比較

注) H23年度は、5月末現在

倒産件数の推移

<最近の状況>

	年度	19年度		20年度		21年度		22年度	
		建設業	全産業	建設業	全産業	建設業	全産業	建設業	全産業
京都府		118	421	138	466	127	505	118	418
	建設業の割合	28.0%		29.6%		25.1%		28.2%	
全国		3,043	11,333	3,556	13,234	3,325	12,866	3,077	11,496
	建設業の割合	26.9%		26.9%		25.8%		26.8%	

(注) 負債額1,000万円以上。法的整理のみ対象。

<原因別>

京都府

原因	年度	19年度		20年度		21年度		22年度	
		建設業	全産業	建設業	全産業	建設業	全産業	建設業	全産業
景気変動		97	329	107	356	106	398	86	311
経営失敗		19	58	13	39	6	27	4	30
経営者の病気・死亡		1	5	0	4	1	3	0	4
その他		1	29	18	67	14	77	28	73
計		118	421	138	466	127	505	118	418
	建設業の割合	28.0%		29.6%		25.1%		28.2%	

(注) 負債額1,000万円以上。法的整理のみ。

(出典) 帝国データバンク

# 入札制度改革前後の状況

資料4-4

入札方式別契約件数・平均落札率・平均参加者数 及び くじ引き・失格発生状況

		18年度	19年度	20年度 (4~11月)	20年度 (12~3月)	20年度計	21年度 (4~7月)	21年度 (8~11月)	21年度 (12月)	21年度 (1~3月)	21年度計	22年度計	23年度 (4~7月)
一般競争	契約件数	109	956	556	481	1,037	223	548	161	348	1,280	1,119	169
	平均落札率	87.0%	80.8%	78.5%	82.5%	80.3%	79.9%	82.4%	82.4%	84.4%	82.5%	83.9%	84.3%
	平均参加業者数	4.1	11.5	13.5	14.1	13.8	12.9	15.5	15.0	14.5	14.7	16.4	16.3
公募型等	契約件数	476	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均落札率	89.3%	83.8%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均参加業者数	12.3	13.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
通常指名	契約件数	1,257	769	324	281	605	97	128	69	190	484	419	78
	平均落札率	91.0%	83.8%	82.6%	81.6%	82.1%	75.4%	81.6%	81.0%	85.0%	81.6%	83.3%	83.5%
	平均参加業者数	9.7	18.3	17.8	18.7	18.2	17.5	18.8	19.2	17.9	18.2	17.6	17.3
計	契約件数	1,842	1,729	880	762	1,642	320	676	230	538	1,764	1,538	247
	平均落札率	90.4%	82.1%	80.0%	82.1%	81.0%	78.6%	82.2%	81.9%	84.6%	82.3%	83.8%	84.1%
	平均参加業者数	10.0	14.5	15.1	15.8	15.4	14.3	16.1	16.3	15.7	15.7	16.7	16.6
くじ引き発生件数(発生率)		23(1.2%)	83(4.8%)	63(7.2%)	110(14.4%)	173(10.5%)	42(13.1%)	155(22.9%)	60(26.1%)	148(27.5%)	405(23.0%)	477(31.0%)	61(24.7%)
失格発生件数(発生率)		123(6.7%)	566(32.7%)	307(34.9%)	402(52.8%)	709(43.2%)	143(44.7%)	441(65.2%)	137(59.6%)	352(65.4%)	1073(60.8%)	1003(65.2%)	165(66.8%)

「京都府公共調達の改善の骨子(中間報告)」に基づく入札制度改革  
一般競争入札を1千万円以上に拡大  
(応札可能者30者以上)  
指名競争入札の指名業者数の拡大

最低制限価格等  
の見直し

最低制限価格設定  
対象工事の拡大

最低制限価格等  
の見直し

< 概要 >  
競争入札に付した全ての建設工事が対象(同期間内に契約したもの;紙入札を含む)  
平成18年度のくじ引き・失格発生件数は、250万円以下の工事に係るものを含まない(未集計のため不明)

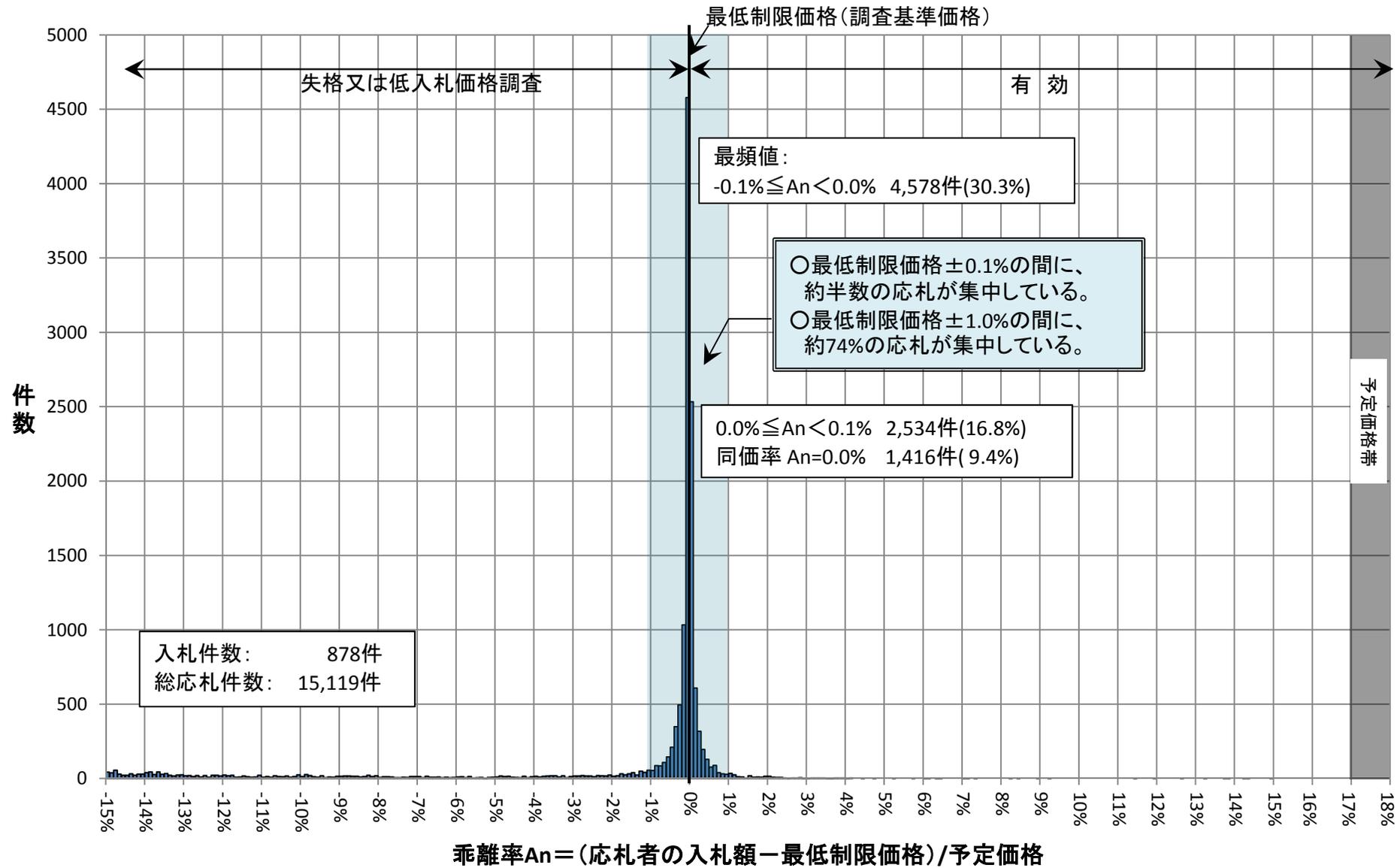


データの集計は基本的に4ヶ月毎

# 最低制限価格付近への応札状況

(建設交通部発注の土木一式工事：平成22年4月1日～平成23年3月31日)

資料4-5



# 低入札価格調査制度の状況

## 1 低入札価格調査発生状況

	対象件数	発生件数	率	契約件数	請負率
ペナルティ導入以前 H21.12まで	82	50	61.0%	39	77.1%
ペナルティ導入以降 H22.1以降	62	44	71.0%	37	77.3%

注:契約件数は、低入札価格調査対象者との契約件数

## 2 低入札価格調査を経て契約した工事にかかる調査

### 調査の概要

**対象工事** 平成20年12月以降に落札し、工事完了した（土木一式及び建築一式）工事の内建設交通部及び文化環境部の発注工事（20件）

**対象者** 対象工事を施行した府内業者

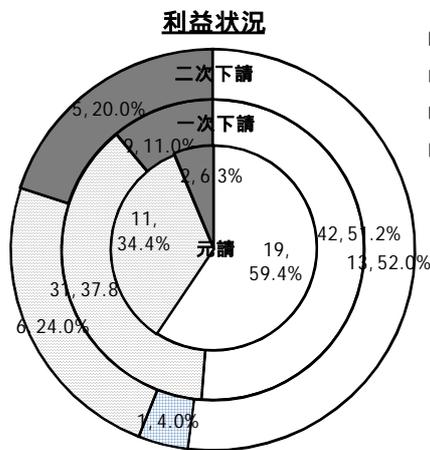
（元請：38者 一次下請：121者 二次下請：52者）

**調査方法** 郵送（平成23年6月24日発送）によりアンケート調査を実施

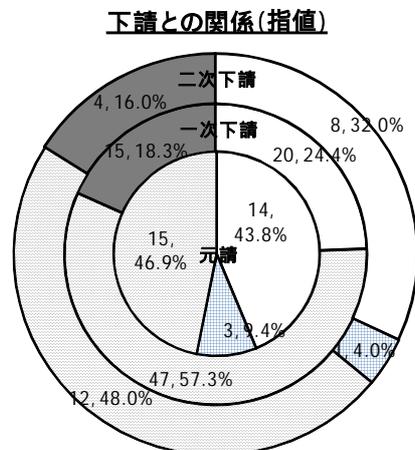
**調査内容** 当該工事での損益状況、下請金額の決定方法など

### 結果の概要

**回答数** 元請 32者（回答率84.2%）  
 一次下請 82者（回答率67.8%）  
 二次下請 25者（回答率48.1%）

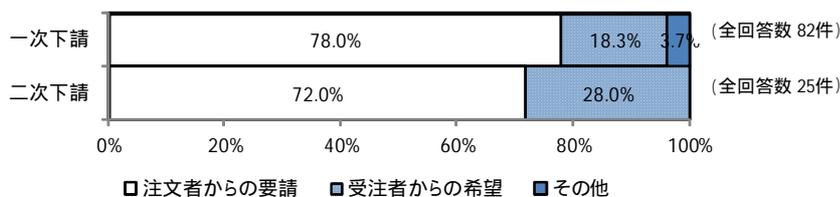


□利益あり  
 □どちらでもない  
 ■損失あり  
 □無回答



□受注者の指値  
 □交渉結果  
 ■注文者の指値  
 □無回答

### 契約に至った経緯



- ・元請、下請とも半数程度が利益を得ていない。
- ・下請業者ほど利益を得ていない。
- ・下請業者ほど損失が発生している。
- ・注文者からの指示額で受注せざるを得ないケースもあり。

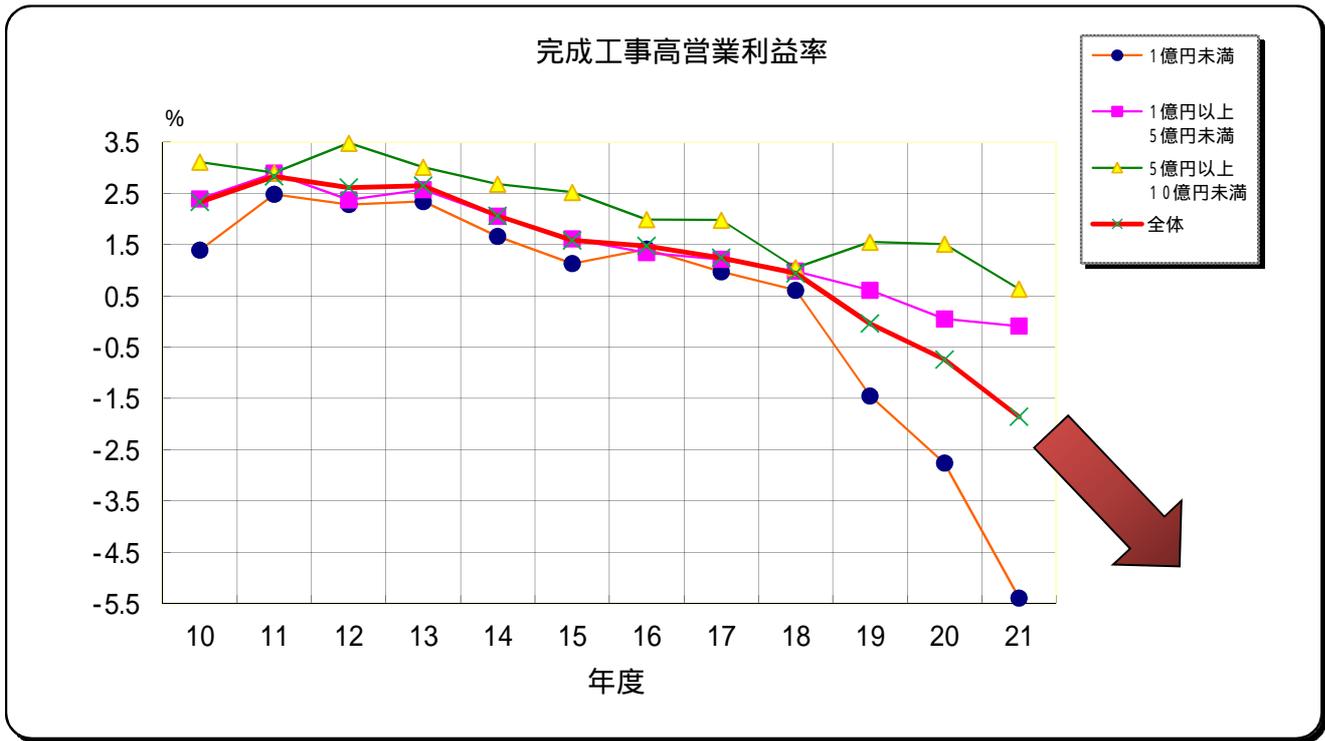
# 完成工事高営業利益率の推移 (京都府下保証実績企業: 土木)

資料4-7

**【概要】**  
 京都府内の建設業者は、平成19年度以降、営業利益率がマイナスに転じ、回復の兆しが見られない。マイナス幅は小規模な企業ほど顕著であるが、平成21年度からは、中位の企業においても、マイナスに転じるなど、比較的規模の大きい企業でもいずれ営業利益率がマイナスに転じる恐れがある。

(単位: %, 社)

完工高別		10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
1億円未満	%	1.39	2.48	2.28	2.34	1.66	1.13	1.41	0.97	0.61	<b>-1.45</b>	<b>-2.76</b>	<b>-5.39</b>
	(企業数)	165	175	157	256	265	281	308	300	270	291	257	239
1億円以上 5億円未満	%	2.39	2.89	2.37	2.57	2.05	1.61	1.34	1.21	0.98	0.61	0.05	<b>-0.09</b>
	(企業数)	404	413	382	407	409	385	409	374	392	353	329	322
5億円以上 10億円未満	%	3.11	2.90	3.48	3.01	2.68	2.52	1.99	1.98	1.05	1.55	1.51	0.63
	(企業数)	107	83	68	59	70	71	55	61	74	59	64	52
全体	%	2.33	2.83	2.61	2.65	2.06	1.58	1.47	1.24	0.94	<b>-0.04</b>	<b>-0.74</b>	<b>-1.86</b>
	(企業数)	731	726	665	775	791	781	812	772	775	739	682	641

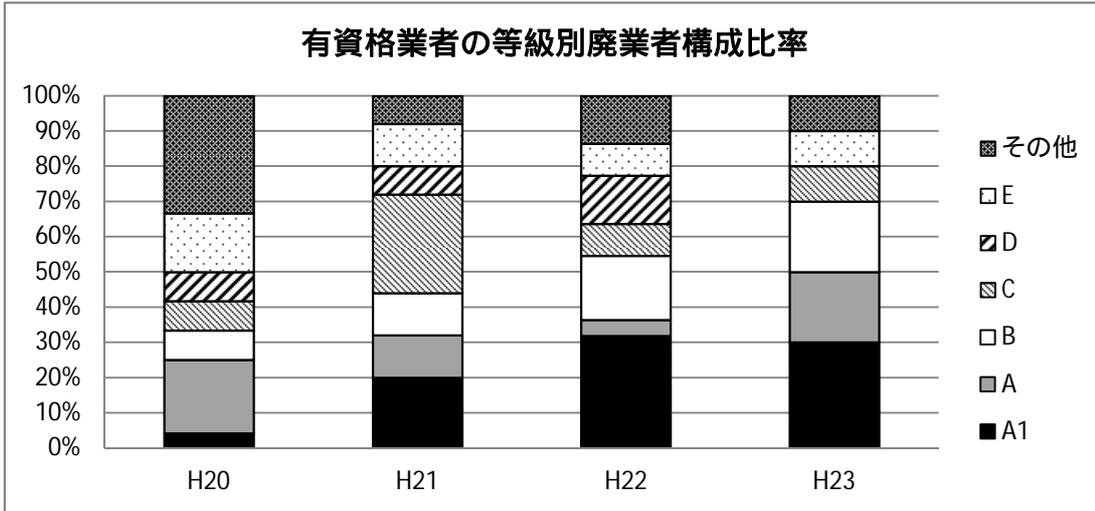


算式

$$\frac{\text{営業利益}}{\text{完成工事高(兼業含む)}} \times 100$$

**【完成工事高営業利益率】**  
 完成工事高に対してどれだけの営業利益をあげたかをみるものです。この比率が高いほど経営効率がよいことを示しています。

西日本建設業保証株式会社提供データ  
 (前払金保証を行った企業のうち平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に決算期が到来した法人を対象)

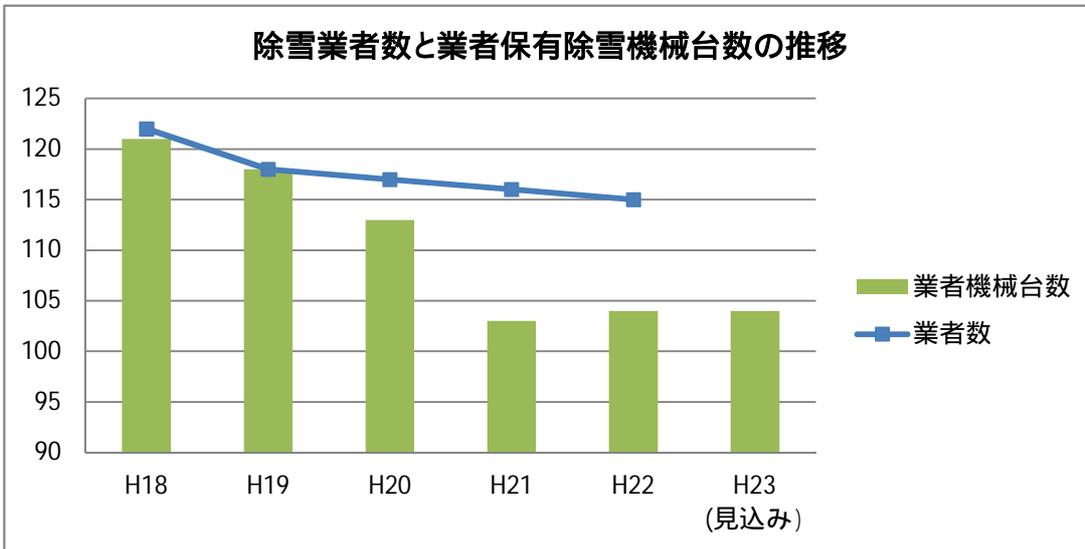


廃業等業者数一覧 (件)

	A1	A	B	C	D	E	その他	合計
H20	1	5	2	2	2	4	8	24
H21	5	3	3	7	2	3	2	25
H22	7	1	4	2	3	2	3	22
H23	3	2	2	1		1	1	10

H23は8月末時点、等級はA1=、A=、B=、C=、E=  
 その他は土木一式の資格のない業者  
 廃業等には、破産を含む

除雪業者数



除雪業者数と除雪機械台数推移

	業者数	除雪機械台数			合計
		府有	府リース	業者保有	
H18	122	46	11	121	178
H19	118	46	22	118	186
H20	117	48	23	113	184
H21	116	53	23	103	179
H22	115	60	17	104	181
H23 (見込み)	-	62	17	104	183

台数は除雪計画策定時

# 入札制度等の改善方策

資料 5 - 1 改善方策の全体概要

資料 5 - 2 最低制限価格等の見直し

資料 5 - 3 元請下請関係適正化の取組

資料 5 - 4 総合評価競争入札の充実

## □ 改善に向けた考え方

◎ **ダンピング対策の強化により悪循環を絶ち、地域に貢献する企業や下請企業を支援**

- 低価格受注の排除により、利益率を向上
- 元請下請関係を適正化し、下請へのしわ寄せを防止
- 地域に貢献する優良な企業が落札できる仕組の導入

## □ 具体的な取組内容(案)

### ① 最低制限価格制度等の見直し

1. 調査基準価格の改正(H23.4中央公契連モデルに準拠)
2. 最低制限価格の改正(現場条件に応じ変動幅を設定)
3. 最低制限価格制度対象金額の引き上げ

### ② 元請下請関係適正化の取組

1. 元請・下請関係適正化指針の制定
2. 下請・建設労働者からの相談窓口設置
3. 関係機関との連携強化

### ③ 総合評価競争入札制度の拡充

1. 予定価格の事後公表(一部工事で試行)
2. 総合点で地域貢献企業が優先される仕組の導入
3. 評価点の細分化

## 最低制限価格制度等の見直し（案）

### 概要

最低制限価格（工事費1億円未満の工事に適用）の算定式について、国の公契連モデル式に併せて引き上げることによって「ダンピング対策」を図るとともに、低落札による疲弊が著しい地元建設業者への対策として、最低制限価格制度対象金額を引き上げる。併せて、現場条件等から算出する変動係数を算定式に導入することによって「現場に精通」した企業が適正な入札価格で競争できるようにしようとするもの。

### 改善に向けた方向性

- (1) 低落札率の是正のため、最低制限価格等を引き上げる
- (2) 現場に精通した企業が適正な価格による入札を行えるよう、最低制限価格に現場条件から算出する変動係数を導入する
- (3) 地元建設業者の疲弊対策として、最低制限価格制度対象の見直しを行う

### 改善策の内容

#### 調査基準価格の改正(1) (H23.4.7中央公契連モデルに準拠)

現行		改正後	
直接工事費	× 0.95	直接工事費	× 0.95
共通仮設費	× 0.90	共通仮設費	× 0.90
現場管理費	× 0.70	現場管理費	× 0.80
一般管理費	× 0.30	一般管理費	× 0.30
合計額 ×1.05		合計額 ×1.05	

#### 最低制限価格の改正(1)(2) (H23.4.7中央公契連モデルを参考とし、併せて現場条件に応じ変動幅を設定)

現行		改正後	
直接工事費	× 0.95	直接工事費	× 0.95
共通仮設費	× 0.90	共通仮設費	× 0.90
現場管理費	× 0.70	現場管理費	× 0.80 ×
一般管理費	× 0.30	一般管理費	× 0.30
合計額 ×1.05		合計額 ×1.05	

補正係数の設定に関しては、現場条件として履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して決定

#### 最低制限価格制度対象の見直し(3)

1億円以上の工事であっても、スケールメリットの出にくい地元建設業者が施工する工事については最低制限価格制度の適用を検討（工場製作や専門工事を除く）

## 元請下請関係適正化の取組（案）

## 概要

- ・競争激化によるダンピング受注により、下請業者へのしわ寄せや労働者の雇用条件悪化がますます拡大する恐れがある。
- ・主な課題として、関係法令の理解不足、契約書不備・未締結（条項不足、口約束等）、指導・助言体制や相談体制が十分に整っていないことなどが考えられる。
- ・建設工事の元請・下請関係適正化等に関する指針の制定、下請・建設労働者からの相談窓口開設及び関係機関との連携強化により、元請負人と下請負人との関係の適正化による建設労働者の労働環境の向上を図る。

## 改善に向けた方向性

元請・下請関係の適正化の取組により、契約当事者としての主体性を発揮することで、適正な元下関係及び労働環境を確保する。

## 改善策の内容

**元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針の制定**

## 関係法令、国指針の周知徹底

- ・下請契約の締結・代金支払など元請・下請関係法令等
  - ・建設労働者の労働条件改善、安全衛生確保等の労働関係法令
- 直接請負者（府から直接工事を請け負った者）への義務付け
- ・請負総額3千万円未満も全下請契約書（写し）と施工体系図等を府へ提出

## 府の直接請負者への指導・助言・指示

守られない場合は、指名停止措置等のペナルティ

**下請・建設労働者からの相談窓口開設**

各土木事務所など発注機関毎に設置し、下請業者や労働者からの相談を受付

府や直接請負者の指導・助言等で解決しない場合、関係法令の処分権限者へ連絡

**関係機関との連携強化**

京都労働局、近畿地方整備局など関係法令処分権限者と連携  
業界団体とも連携

## 京都府公共調達検討委員会からの提言

提言4 下請も含む適正な労働環境の確保が図られるよう、関係法令の遵守が徹底されるシステムを構築すべき

## 総合評価競争入札の拡充（案）

### 概要

- ・簡易型の総合評価方式において、業者間の評価点数の差が殆ど無く「持ち点化」したことにより、実質的に価格競争化している。
- ・積算能力が入札に活かせる仕組みとして、総合評価競争入札の一部で予定価格の事後公表を試行的に実施し、落札率やくじ発生率のデータを検証する。
- ・企業の地域貢献や法令遵守に加算項目を限定した新たな簡易型の総合評価競争入札を試行し、地域に貢献する優良な企業を優先する。

### 改善に向けた方向性

- (1)大型工事をマネジメントする能力（積算技術も含め）を有する企業が、その能力を競争入札に活かすことができる環境を整える。  
（予定価格から容易に最低制限価格が算出されないようにすること及び積算能力も含めた企業の技術力や経営力が入札に反映できるよう、予定価格の事後公表を試行的に実施する。）
- (2)地域に貢献し法令を遵守する優良な企業を評価することにより、企業の受注意欲を減退させるくじ引きの多発を抑制する。

### 改善策の内容

#### 予定価格の事後公表を一部工事で試行

##### 簡易型(技術重視型)の一部で事後公表を試行

- ・試行後に、入札参加者数、落札率、くじ発生率、失格者数等のデータ比較等を検証

##### 同時に、コンプライアンス対策を強化

- ・入札情報に関する問い合わせ等に係る取扱要綱を制定
- ・不正に情報入手しようとした者に対するペナルティ強化
- ・内部からの情報漏洩防止策も併せて強化（情報管理の徹底等）

#### 総合点で地域貢献企業が優先される仕組みを導入

同価となった場合、総合点で地域の工事は地域貢献企業が優先される仕組みを導入

- ・評価項目として、地域貢献や法令遵守等を設定

#### 評価点の細分化

現行の評価点を細分化することにより、点数の差を発生させる  
・「工事成績評定」、「継続教育(CPD)」、「建設機械保有状況」の加算点基準の細分化